

自転車通行空間の整備推進のため、道路構造令の改正（平成31年4月25日施行）に伴い、奈良県道路の整備に関する条例の一部を改正する条例を令和2年7月10日に施行

○ 改正内容について

(必要性)

- ・ **歩行者・自転車・自動車**が適切に分離された**自転車通行空間の整備が重要**
- ・ **用地上の制約から、自転車道（幅員2.0m以上）の整備は全国的に進んでおらず**、幅員がより狭い自転車専用通行帯（道交法に基づく通行区分の指定）について、**新たに「自転車通行帯」（幅員1.5m以上）として位置づけ**、自転車通行空間の整備を加速

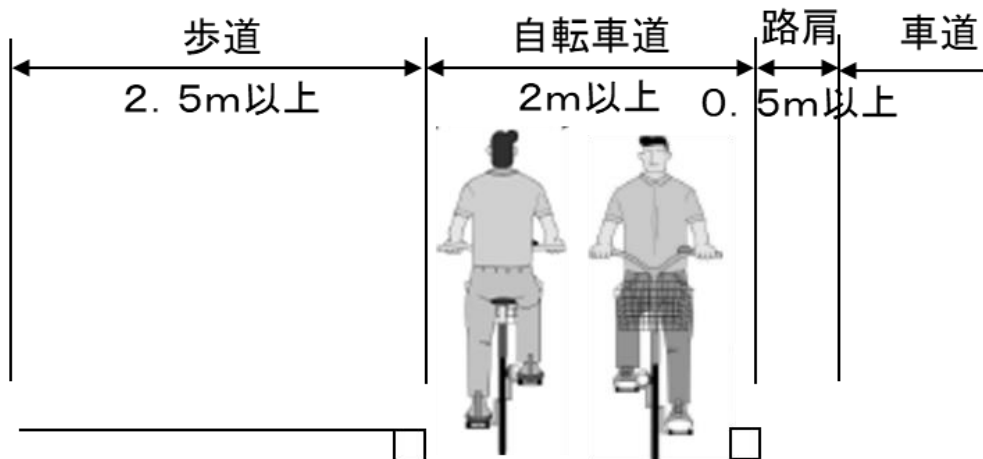
(改正概要)

- ・ 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合に**設計速度60km/h未満**の道路は、**自転車通行帯を設置**
 なお、**設計速度60km/h以上の道路**には、引き続き、車道との間を工作物により分離した**自転車道を設置**

《改正前》

○ 自転車道

- ・ 自動車および自転車の交通量が多い道路
- ・ 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合



《改正後》

(新たに規定)

○ 自転車通行帯 (自転車通行帯を設置する道路以外は自転車道を設置)

- ・ 自動車および自転車の交通量が多い道路で**設計速度60km/h未満**
- ・ 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で**設計速度60km/h未満**で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合

